

| | |
|------------------|---|
| Title | ピアソン委員会報告 大来佐武郎監訳 開発と援助の構想 |
| Sub Title | L. B. Pearson (chairman), Partners in development : report of the commission on international development |
| Author | 深海, 博明 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1970 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.6 (1970. 6) ,p.514(96)- 519(101) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19700601-0096 |
| Abstract | |
| Notes | 書評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700601-0096 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ピアソン委員会報告
大来佐武郎 監訳

『開発と援助の構想』

1

この Partners in Development と題する国際開発委員会 (Commission on International Development 通称ピアソン委員会) 報告は、1970年代における南北問題全般とくに低開発国援助問題を考究していく場合の基礎となる一つの重要なテキストであると思われる。

本委員会は、1968年8月、世界銀行のR・S・マクナマラ総裁からの要請により、前カナダ首相L・B・ピアソン氏が委員長となり、過去20年間の開発援助の成果を再検討し、今後の援助政策のあり方を考察するために、組織され、11カ月間という非常に短期間に、問題のレビューを行ない、報告書をまとめ、69年10月1日の世界銀行年次総会に提出している。

勿論、本報告書は、ピアソン委員長を含む世界各国からの8名の専門家達による個人の資格での自由な評価と意見・方向づけであり、だれをも拘束したり、各国・各国際機関の意見を代表するものでも本質的にはないし、その実行もそれらの自由選択にゆだねられてはいるが、しかし、世界経済全体の調和的・安定的拡大発展・低開発国の自立的発展・南北問題の解決を基本的な目標として設定し、それにもとづき一つの理論的・合理的な筋を通して、低開発国発展の対外的側面について体系的検討を加えた本報告は、世界的に大きな波紋をすでにひき起している。

すでに、イギリス、西ドイツ、日本などは、この報告を歓迎し、一応この報告書における勧告の線にそい、その実現のために努力する決意を表明しているが、アメリカは、R・A・ピーターソン氏 (バンク・オブ・アメリカ会長) を委員長とする委員会に、本報告書の検討を含む「70年代のアメリカ対外援助——新しいアプローチ——」の立案を依頼し、本年3月4日に、その結果が提出されたが、ピアソン報告の基本勧告については、むしろ否定的であり、必ずしも、ピアソン報告が世界的な (少なくとも資本主義世界における) 合意にもと

づき、実施され、先進国と低開発国が一丸となって、解決にとり組んでいくという状態は、近い将来において期待できないように思われる。

なお、本委員会のメンバーは、ピアソン氏のほか、サー・エドワード・ボイル (イギリス)、ロベルト・デ・オリベイラ・カンボス (ブラジル)、C・ダグラス・ジロン (アメリカ)、ヴィルフリート・グート (西ドイツ)、W・アーサー・ルイス (ジャマイカ)、ロベルト・E・マルジョラン (フランス)、大来佐武郎 (日本) の各氏であり、事務局はワシントンにおかれ、エドワード・ハミルトン事務局長が若手ながら、本報告書のとりまとめに、辣腕をふるったとされている。

2

報告書の構成は、本文11章と二つの付録 (I. 開発の現状、II. 統計資料) からなる。中心は低開発国援助問題にあるが、しかしかなり広汎かつ体系的に分析している点にその一つの特色がある。

もう少し詳論すれば、低開発国と先進国との経済関係全般のなかで、いかにすれば低開発国の発展の対外的側面全体をなかで、低開発国の開発問題が把握され、援助の正しい位置づけが行なわれている。援助は、先進国が低開発国発展に貢献しうる唯一のルート・手段ではないし、その他の国際経済関係・対外接触 (とくに貿易) との関連において、まず総合的・体系的に分析される必要がある。さらに、その前提として、何故先進国が低開発国問題にとり組み、その解決のために努力するのかの基本的理念もまた問い直される必要がある。

しかもそうした分析・検討は、過去20年以上にわたる開発の歴史・現実的展開の十分なる再検討・反省にもとづき、各地域・各国の実情・実態の十分なる調査・理解の上に立って、行なわれなければならないであろう。

本報告書は、それらの要件をすべてみたす形で構成されており、総花的なサーベイでもう少しつ込んだ問題点の指摘・分析がほしいとの批判も当然あるが、こうした報告書としては、出色のものであるように思われ、これを基礎として、一層の検討がそれぞれにおいて行なわれていくことが望まれよう。

まず、簡単にその構成をまとめてみれば、大きくは、前半の3章 (1~3章) と後半の8章 (4~11章) とに2分され、さらに、1章、2・3章、4章、5章、6章、7~11章という具合に、再分化が可能であろう。

前半では、基本的な考え方の提示とまとめ、過去の開発のレビュー、今後の問題点の検討が行なわれ、後半ではそれを基礎に、低開発国発展のために必要な政策措置の考察が行なわれ、具体的な数多くの勧告が各章毎にまとめられている。第4章では、開発のための貿易政策が、5章では、民間外国投資がとりあげられ、6章以下で、援助プロパーの問題が、6章「協同による開発」の基本方向の提示にもとづき、詳細に論議されている。

付録では、IIは本文に関連した統計資料をまとめているにすぎないが、Iは各地域別、国別に開発の現状の要領のよいサーベイが行なわれており、興味深い。とくに、最近一つの新しい常識化しつつあるが、低開発諸国の多様性が強調されており、統一的把握の危険性・欠陥が正しく指摘され、また従来の開発へのアプローチに対する疑問・反省も明らかにされている。詳細にとりあげて検討してみる価値はあるが、残念ながら、紙幅の関係で省略せざるをえない。

また本文についても、すでに本報告書はかなりの関心をひき、新聞・雑誌その他マスコミに大きくとりあげられているし、さらに1970年代における低開発国問題にとり組む基本的理念・援助を中心とする政策措置に関する新しい常識論・方向づけとしては着目されるが、内容的・理論的に斬新かつつ込んだ研究に乏しいので、ここでは、主要な考え方・理念・勧告の主要内容・とくに着目すべき論点の簡明な要約をするにとどめたい。

3

第1章「意志の問題」が、本報告書中でもっとも重要であろう。ここでは、援助が一つの危機に直面し、新しい転換を必要としている現状を明示した上で、何故低開発国に援助を行なうかの論理的根拠・援助理念を追求し、さらに、これ迄の過去20年間の開発の記録を検討し、最後に、低開発国問題・援助問題を解決するためには、どうしていったらよいかの戦略・措置のまとめが示されており、本報告書における基本的考え方・問題意識の解明と分析手法の説明および勧告の要約・まとめが、簡明に行なわれている。2・3章および関連する以後の章での展開をも含めて、第1章に中心をおいて、まずその内容を明らかにしてみたい。

第一に、過去20年間にもおよぶ低開発国開発の記録を検討してみると、多くの問題・国別格差・多様性は存在しているが、全体として、かなりの程度

が起きている点が重要である。「多くの、というよりは大部分の発展途上国にとって、戦後は重大な変革の時期であった。きわめて短い期間に、65以上の国がアフリカとアジアで誕生した。……開発の記録には明暗両面があるが、それは一般に考えられているよりもはるかにすぐれたものであった。発展途上国の国民総生産の平均成長率は、1960年代には年5%に達した。高い人口増加率のために、1人当たり所得の増加率は年2.5%にとどまったが、それにしてもこれは、過去のいかなる時期との比較においてもいちじるしい加速化である。全般的な平均値は、個々の国の間の大きな対照をみせている。多くの国では停滞が支配的であったが、別の国々における急速な成長は、低開発性が克服されうるということを雄弁に証明している。多くの地域において偉大な成果が収められ、将来の前進の基礎をなしている。」(8~9頁)

したがって第一次国連開発の10年の目標 (年5%) はみたされており、先進工業国の平均成長率4.8%をしのいでいるわけだが、1人当たり所得の成長率でみれば、南北格差は拡大化 (3.6%対2.5%) しており、絶対的増加額の格差が著しいことも忘れられてはならない。

個別的にみていっても、とくに最近新しい変化がみられ、それが従来の悲観論にかわり、低開発国の将来の発展について希望をいだかせていることも事実である。たとえば、農業の停滞が、長い間、急速な開発の可能性そのものに対する基本的疑念の根源となっていたが、多くの国々で現在「緑の革命」(Green Revolution) として特徴づけられる食糧生産の大躍進を経験しつつある。工業でも、「1950年から1967年の間に、全世界 (共産圏を除く) の工業の年平均成長率が約6%であったのに対し、発展途上国の工業の平均成長率は、7%であった。これは外貨および国内技術の不足、国内市場の狭隘性、および輸出に対する障壁にもかかわらず達成された。すべての地域で前進が行なわれ、多くの国の経済構造に大きな変化をもたらした」(28頁)。貯蓄・投資の分野でも、貯蓄を増大するためのめざましい努力が行なわれ、粗投資率17.8%に対し貯蓄率は15%で及ばないが (1960~67年)、多数の国において限界貯蓄率が高まっており、自主的な経済成長へ向っての前進をある程度期待させるものがある。その他、社会的間接資本面 (道路・鉄道・動力設備・通信網等々) も考えられている以上の改善を示し、教育の普及もすすみ、公衆衛生状態も大いなる改善をとげている。

こうした反面、多くの問題を生じており、将来の成

長に対する障害は依然として残っている。人口増加の加速化は多くの社会において吸収力の限度に近づいており、失業と不完全就業も、きわめて深刻な率に達しており、また土地改革等の制度的改革および諸制度の整備・農村開発・公的部門と民間部門とのバランス・国内企業家活動の育成等々にも十分な配慮がなされていない。

さらに対外経済関係において問題は一層深刻であり、外的制約条件として発展への大きな妨げになっている。「多くの国は、保護と輸入代替にあまりにも広範に頼り過ぎ、競争的な輸出の開発を怠っている。したがって、それらの国は、世界貿易の拡大の利益を十分に享受していない。発展途上国間の貿易は、保護主義と適当な支払い協定の欠如によって制約されている。巨額の輸出信用と開発援助との双方の結果として、発展途上国の債務は急速に増大し、500億ドル近くに達している。債務返済額は年に17%で増加しており、年約6%で増大している輸出所得の多くの部分を吸収してしまっている」(10頁)。そのために、多くの低開発国は外貨不足に悩み、開発のための必要輸入が確保されず、これが大きな制約要因となっている。

そこで、援助が輸出とともに、大きな期待と役割を担って登場したわけである。「戦後の開発の記録は、国際的な共同体が行ないうる貢献の重要性を立証している。この貢献は、主として対外援助という形をとっており、戦後の開発努力の新しい顕著な特徴である。大きな前進がみられた重要な分野において、援助は中心的な役割を果たした。外部から投入された資源は、全体として発展途上国の投資の約15%を賅ったに過ぎず、外国からの援助は投資の約10%を賅ったに過ぎなかったが、その貢献は、技術移転と、とくに資本不足のような隘路の打開のうに非常に重要であった」(10頁)。具体的には、「発展途上国の先進国からの輸入のうち平均20%は援助によって賅われており、多くの国においてこの割合はもっと高い」(37頁)のである。

このように援助の重要性が認識され、多くの発展途上国の成功により、追加的な資源を有効に利用する能力が大きく高まったときに、いわゆる「援助の危機」ともいべき事態が生じており、この危機意識が本報告書を成立させた重要な契機となっている。

その危機とは、具体的には、政府開発援助が、まず量的に1960年代に入って伸び悩みないしは停滞の傾向をみせ、同時に質的にも大幅な悪化をみていること

である。殆んどがいわゆるひもつき援助(1967年には84%)となり、贈与から借款へと転化し、また援助条件そのものもきびしく、規則・手続きも一段と厳重かつ複雑となっている。

しかも、「これらは、低所得国の開発支出が急増している時期に生じた、輸入代替や輸出振興に努力したとしても、開発計画を促進するためには外貨の必要はふえざるをえなかった。発展途上国が、可能な限り速いテンポで成長することこそ、先進国にとっても、発展途上国にとっても望ましいことである。ところが実際には援助額の減少が予想されるために、多くの国が計画成長率を切り下げざるをえなくなっている。これは援助の減少一成長率の低下一援助必要量の減少一という悪循環をもたらす」(61頁)。主要供与国では、「即効的な開発」という誤まった概念と非現実的な期待に影響されており、援助の効果のなさや浪費に対して強く批判的であり、援助問題は今や一つの転換点にさしかかっている。

要するに「現在生じている問題は、豊かな幸運な国々が、発展途上国を援助する努力を続けるか、あるいは、開発協力が後退し、解体するような基盤がつくられていくのを許すかの問題である」(2頁)。

4

そこで「なぜ援助が必要か」、「一体何のために援助するのか」が、改めて、正面から基本的に問われねばならない。

その前提として、まず援助でやれることとやれないこと、また援助に期待すべきでないことを明らかにしておく必要がある。援助に過大な期待をかけることはできず、特定のイデオロギー、価値体系の選択、政治的安定等々の保証とはならず、その目的は、単に、不均衡を縮小し、不平等を取り除くことにおかねばならない。

援助理念の第一は、道徳的な答えであり、これは単純かつ明快なもので、持てる者が持たざるものに分つのは明らかに正しいことである。すでにこの道徳的な義務は、人々が属し、一体視している国民集団の内部において特別な力をもつと感じられているが、現代では、われわれは、狭い国の枠内をこえて、世界という村に住み、世界共同体に属するという認識をもっており、この認識の上に立ち、人間の状態の改善に対する関心を、世界大に拡大して、国外の貧困と後進性の解消に積極的に取り組んでいかねばならない。これはテ

ンバーゲン流の「連帯性原理」(principle of solidarity)の一国内から世界大への適用範囲の拡大による理念づけと軌を一にするものであろう。

第二の理念は、啓蒙された、建設的な私利である。今迄の狭い国家利益・私利の追求ではなく、世界経済の安定的・拡大的發展を前提とする相互利益性の尊重・理解が、真の意味での長期的な国家利益に通じ、究極的には各国の利益となるわけで、こうした理解・認識にもとづき援助が行なわれることも望ましい。

第三には、開発のための協力が、相互尊敬の基礎の上に立った友好的な政治関係を確立ないし強化するであろうという期待も、十分な理由になるであろう。

要するに、国家的な利益を狭い制約的な意味に解してはならず、今日人々は国家共同体のみならず、世界共同体をますます意識するようになってきている。「このような世界共同体という概念それ自体が、開発のための国際協力の主要な理由である。それは、現在行動を起こす必要性の確信のみならず、未来に対する信頼の主張である」(7頁)。そこで我々は国際開発といった現代の偉大な挑戦にとり組み、その解決を計っていかねばならないのである。

そこで本報告書では、行動に関する概略次のような勧告が、低開発国・先進国ならびに国際機関の三者に向けてなされているのである。

1. 自由で平等な国際貿易の枠組みをつくり出すこと。

低開発国側自体における輸出拡大、国際競争力強化の努力・方向づけが必要であり、低開発国相互間貿易拡大のための適切な措置・制度・機構の確立が必要であるとともに、先進国側でも、輸入自由化、関税撤廃、特惠供与等々の積極的・前向きな措置をすすんでとっていかねばならない。

2. 相互に有利な海外民間投資の流れを促進すること。

低開発国側で、投資環境を改善し、民間活動を不当に妨げないようにするとともに、先進国側でも、投資インセンティブを強めるような計画・措置を低開発国との協力により、積極的に促進し、政府援助が民間投資の前提・基礎を作り出す意味で、もっと増大されるとともに、低開発国に対する輸出信用が過大に供与されることを防ぐため、国際機関による対外債務残高の情報にもとづく「早期警報制度」の創設がすみやかに行なわれることが望まれる。

3. 開発援助により緊密な協力、より明確な目的、

より高い一貫性を確立すること。

対外援助の増大は、低開発国がある程度の水準の自立的な経済成長経路に到達するのを助けることを明確な目標として行なわれ、具体的に、1970年代の目標は、国民総生産の成長率を少なくとも5%平均から6%に高めることである。しかも、年6%の成長率を達成しうる国は、自国の貯蓄率・資本形成率を徐々に高めうるはずであり、もしも輸出の育成と促進に十分留意すれば、今世紀末以前に、国際経済に自立的仲間として参加し、外国援助に頼ることなく、急速な成長に必要な投資と輸入を賅うことができると予想されている。したがって、低開発国側の自助努力を重視し、供与国と受入国とが共同し、パフォーマンスの監視と評価が必要であろう。

4. 援助量を増大すること。

この援助量増大の目標設定がとくに本報告書のなかでは国際的に注目され、それを各供与国が受入れ、実行するかどうかに、国際的関心がそがれている。勧告は、①先進各国は、発展途上国に対する資源の移転を、できるだけ急速に、遅くとも1975年までに、最低限国民総生産の1%へ増加させるべきである。②先進各国は、1975年まで、あるいは1980年より遅くならないできるだけ早い年次に、実行純額が国民総生産の0.7%に達するのに必要とされる水準まで政府開発援助の約束を増加させるべきである。③DACの全加盟国は、この0.7%目標を達成するための各国計画を用意すべきであり、この計画に関する議論を、世銀総裁は1971年の年次理事会の議題としてとりあげるべきである。各国の計画は1971年1月1日までにDAC議長の下に提出・公表されるべきである。(123~124頁)

5. 累積する債務の問題に対処すること。

累積債務の返済処理のためのいくつかの措置・協定を考慮するとともに、将来の債務危機を避けるため、援助条件を寛大かつ同一化する必要があり、勧告は「政府開発援助借款は、今後、金利2%以下、償還期間25年から40年、据置期間7年から10年の条件ですべてが供与されるべきである」(136頁)とされている。

6. 援助行政を効率的にすること。

供与国・受入国双方において援助手続きの合理化・簡略化を行なうとともに、連続性の必要上、援助資金は少なくとも3年間利用可能とされることが必要であり、援助のひもつき政策の漸進的な解消のため、興味のある一連の措置を勧告している。また食糧援助も改

革・解消の方向づけが必要であり、しだいに全般的な援助計画の中に包摂されねばならず、プロジェクト援助のみでなく、プログラム援助、ノン・プロジェクト援助を増大し、国際開発協会 (IDA) の役割の増大をはかっていかねばならない。

7. 技術援助の方針を再検討すること。

技術援助の重要性は今後ますます増加するであろうが、発展の全体過程にもっと密接に組み込まれるべきであり、また資本および技術の二つの援助形態を統一的に運営するように努めるべきである。

8. 人口の増加率を低めること。

9. 教育と研究のための援助を活発化すること。

とくに注目される勧告は、「工業国における研究開発資源の一部が、発展途上国の問題に向けられるべきであり、高所得国は、熱帯農業、農業普及技術、教育、および都市計画のような、一般的な関心事である分野における研究開発のための国際的・地域的なセンターの設立を援助すべきであること」(16頁)である。

10. 多国間援助組織を強化すること。

まず、「援助供与国は、1975年までに、多国間開発金融を、公的開発援助総額の最少限20%にするために、贈与と資本出資を増加せねばならないこと」(190頁)を勧告し、IDAの機能の強化・増資を勧告しており、さらに、今日の国際援助組織には、夥しい数の二国間ならびに多国間機構があり、方向づけと統一性が欠けている点を指摘し、何等かの国際援助組織の効率化と調整に不可欠な機構を創設するため、世銀総裁が、1970年中に、国際会議を開催することを勧告している。

以上が主要な結論と勧告とであり、その目的は、新たな相互依存的な世界共同体における発展途上国と先進国との永続的かつ建設的な関係の樹立にあることを再度指摘している。

5

本報告書は、全体としてみれば、1970年代の国連の第2次開発の10年を迎えるにあたり、非常に合理的・筋の通った考え方を提示し、南北問題解決、援助政策の再検討の基本的方向づけを与えたものとして、さらに個々の技術的・具体的政策措置・制度・機構についても勧告・方向づけを行なったものとして高く評価できることは間違いないし、明快かついべきことは歯に衣をきせずいい切っている点も気持がよい。

したがって、世界全体として、この報告書の基本線に沿い、十分な検討の上に、70年代において南北問

題の解決にとり組んでいくことが、ある意味ではもっとも希望のもてるのぞましい方向であろう。

しかし、個々の問題点は別として、本報告書を根本的に再検討してみると、主として、二つの問題が依然として残されているように思われる。

第一に、合理性・望ましさ (desirability) の基準からみると、本報告書には、かなりの不徹底さ、曖昧さがみられ、第二に、逆にいわゆる実現可能性 (feasibility) の基準からみると、さらに多くの問題があるように思われる。こうした報告書自体が、ある意味では、第一と第二の基準の妥協的産物であり、問題・不徹底さが常にもなることは明らかであるが、しかし全体として不満が残る。本来こうした問題のつっ込んだ論究は、経済学的な論理・合理性をもってつらぬくことはできず、いわゆる政治経済学的な現実主義的なアプローチに、本来依拠すべきものであり、そうした方向での展開・深化が一層はからねばならないことは、明白であろう。

この根本的な不満・問題点について、もう少し敷衍してみれば、第一は援助理念、援助問題への基本的アプローチをめぐる問題である。援助理念そのものが確立されていず、世界全体の合意をえることなど現状では夢に近く、一体そうした理念そのものが確立可能であるかどうかについてすら根本的疑念が一部では提起されているが、本報告書のごとく、それを世界共同体意識にもとめるとすれば、さらに一層徹底した展開が必要であろう。一つには、世界共同体意識に中心をおくとすれば、もう一つの世界の現在の大問題である軍縮と当然関連してくることになる。こうした意識が普及してくれば、各国の軍備拡充・軍事力保持の必要性もなくなるはずであり、このための費用を利用しての大幅な援助拡充の可能性が生れてくるはずのものである。そうした点に一切言及していないのは問題であるし、さらに、一応世界共同体意識という形で理念の統一化がされているようであるが、その理念として具体的に説明されている道徳的理由、啓蒙された広い国家利益、政治的理由等々によって、実際には、援助の方向づけも、内容も、援助必要量も当然変ってくるはずのものである。その点もう少し根本的理念の具体的内容に応じての援助のあり方のつっ込んだ究明がほしい。たとえば最近援助を与える意志はあっても援助を与えるべき案件がないし、援助しても実際に使ってくれないという悩みがささやかれている。これなども援助供与基準・援助理念の再検討を要請されつつも、それにふみ切れない矛盾を明らかにしているように思

われる。

第二は、本報告書の基本的理念・考え方・具体的勧告が、世界経済の現実と対比してみた場合、実現可能性をもち、有意な政策提言として評価されるかどうかの問題である。この点については、あまり概括的・抽象的に論議しても意味がない。勧告のなかでも技術的・具体的なものには、すぐにも有意に改善、実施しうるものも少なくないが、問題は、根本的理念・アプローチの仕方がどれだけ世界経済の現実となっているかであろう。その点では、すでに指摘したアメリカのピーターソン報告その他かなり悲観的にならざるをえない動きもみられる。

このピアソン報告、ピーターソン報告のほか、国連では、ティンバーゲン報告、ジャクソン報告等々が出されており、その他枚挙することが不可能なほどの専門家達の研究文献が発表されており、それらをここでもう一度根本的かつ慎重に検討してみる必要がある。(この点については、本誌8月号にて論究する予定である)

さらにこうした動きに、日本はどう対処し、援助問題にどのように取り組んでいくかも大きな問題である。

ピアソン報告が、70年代の新しい常識として世界経済をリードしうるかどうか今後の世界経済の行途をうらなう上で基本的に重要であろうし、共産圏を含めて、全世界的な「開発・援助の構想」の樹立が必要であろう。単純な経済学的論理だけでなく、政治経済学的なないしはいわゆる multi-disciplinary なアプローチによって、さらに一層の究明が緊急に行なわれねばならないのである。(日本経済新聞社、1969年12月刊、A5、314頁、1,300円)

深海博明

R. ヒルファディング著

『金融資本論』(1968年版)

Rudolf Hilferding, Das Finanzkapital, Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapital, Europa Verlag Wien 1968. 513 ss.

『金融資本論』は、ヒルファディングの著書であり、まとまった唯一の著作である。1910年アドラー等の編集する『マルクス主義研究叢書』の一冊として刊行さ

れ、1921年に版を改めた本書は、マルクス主義の代表的文献、とりわけ経済学の画期的な業績として、戦前においても高く評価されていた。ヒルファディング自身は、この書を若干25歳で刊行し、その後から、すなわち、かれがウィーンの一医学生となってマルクス主義に共感し、その研究に従事し、第一次大戦後のヴァイマル体制のなかで、オーストリーの大蔵大臣として社会民主党内閣の閣僚の地位を占め、活動の最高潮を迎えるまで、社会民主党の機関誌 Neue Zeit に拠って、非常に多数の労作を発表してきた。そして1941年、ナチス支配のもとでその活動領域を奪われ、収容所において非業の死をとげるまでその頭脳活動を止めることはなかった。『金融資本論』は、かれの比較的初期の著作であったが、その後、かれが、この内容を改める必要を感じたような形跡はなく、この書物に、われわれはヒルファディングの全思考の結晶をみることができるのである。もっとも、本書に示されたヒルファディングの論点のいくつかは、1903年以降 Neue Zeit 誌上でしばしば論じられてきたのだが。

第二次大戦後、ヒルファディングのこの書物は、東ドイツ(ドイツ民主共和国)で1955年に、フレット・エルスナーの序文とともに復刊され、社会主義ドイツで新たな光を浴びることになった。そして、1968年、本書の初版刊行地ウィーンで、Politische Ökonomie, Geschichte und Kritik の一冊としてエドゥアルト・メルツの序文を付してひさ方ぶりに新版の刊行をみたのである。

1910年、ウィーンで本書が公刊された時、この書物にたいし、注目すべき二つの書評が書かれた。一つは、Neue Zeit 誌上に連載された、ドイツ社会民主党の指導者の1人であり、当時の正統派マルクス主義の代表と目されたカール・カウツキーの Finanzkapital und Krise と題する書評であり、いま一つは、カウツキーに対する修正派を代表した、エドゥアルト・ベルンシュタインの Die moderne Finanz im Lichte der Marxschen Theorie (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 35, 1912.) である。カウツキーのものは、その後のヒルファディング『金融資本論』の評価への典型ともなった重要な書評であった。しかしまた、カウツキーの書評は、マルクスとの異同にのみ評価の視点を置いたものとしては、ヒルファディングの意図を十分に汲み取るところまではいたっていなかった。また、この評価は、さらにのちに、『帝国主義』を通じてレーニンにも影響している。他方で、ベルンシュ